

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険の資格・給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は介護保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和4年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、受給台帳、給付実績の管理に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①介護サービス受給に係る申請及び届出に関する事務 ②介護給付等の所得区分の判定に関する事務 ③被保険者の資格記録の管理に関する事務 ④介護給付等の支給及び給付実績の管理に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、厚生労働省認定ソフト、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第2(第93、94項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第2(第93、94項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-0051山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 長寿介護課 介護保険担当 TEL:0554-46-5118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 5. ②所属長の役職名	長寿介護課長 志村 佳子	長寿介護課長	事後	
令和4年1月4日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、Acrocity行政基本システム、宛名管理システム、中間サーバ	介護保険システム、厚生労働省認定ソフト、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	介護被保険者ファイル、介護住所地特例ファイル、介護受給者基本ファイル、介護負担割合ファイル、介護給付情報ファイル、介護総合事業ファイル	被保険者情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	